

# 令和8年度の変更点・留意点

## 変更点

### 《草刈機購入奨励金について》

- 令和8年度は、過去に1度も当該奨励金の交付を受けたことがない団体が1台のみ申請することができます。（令和9年度から廃止となります。）

### 《飲食代について》

- 令和8年度から弁当も認められることとなりました。ただし600円を超える部分については奨励金の対象になりません。

### 《奨励金の交付辞退時の連絡について》

- やむをえず、奨励金の交付を辞退されることになった場合の事務局への連絡は、書面により行うよう変更しました。

## 留意点

### 《領収書等について》

- 領収書又はレシートのない支出については、原則として奨励金の対象経費として認められません。
- 領収書の宛名は、奨励金交付申請書に記載された団体名を記載してもらってください。
- 会員価格等により、安価になるためアダプト活動に必要な物品を構成員のアカウント等での購入をし、領収書に団体名を記載が難しい場合は、次のいずれかの方法で領収書を作成してください。
  - ① 構成員に代金の支払いを行い、構成員から団体宛の領収書をもらう。
  - ② 構成員の受領した領収書に代表者の責任において団体名を追記する。

※原則は購入先から発行される団体名宛での領収書を提出してください。